

2008年5月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 W O W O W  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 和 崎 信 哉  
(コード番号 4839 東証マザーズ)

**「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」の導入に関するお知らせ**

当社は、平成 20 年 5 月 15 日開催の取締役会において、下記 .記載の内容の「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(会社法施行規則第 127 条。以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)に基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、下記 .記載の内容の当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を本日付で導入すること、及び、本プランの導入に関連する承認決議案を平成 20 年 6 月 24 日開催予定の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に提出することを決定しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本プランは、本日付で効力を生じ、有効期間を本定時株主総会終了後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしますが、本定時株主総会において、本プランの導入に関連する議案のいずれかにつき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本プランは直ちに廃止されるものとします。

また、本プランの導入を決定した取締役会には社外監査役 3 名を含む監査役全員が出席し、当該監査役全員から本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランの導入について同意を得ております。

なお、当社取締役会による本プラン導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社株券等(下記 .2.(1)に定義されます。以下同じです。)の大規模買付行為(下記 .2.(1)に定義されます。以下同じです。)に該当する行為に関する提案がなされていない事実はありません。

【問合せ先】 (マスコミ関係) 広報部 TEL03(5414)8090  
(IR関係) IR 経理部 TEL03(5414)8191

## ・ 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを真摯に目指す者である必要があると考えております。

当社は、1991年4月に日本初の民間有料衛星放送局として営業放送を開始して以来、放送衛星による有料放送事業を中核に据え、有限希少な電波を預かる放送事業者としての公共的使命を尊重し、「衛星放送を通じ人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献する」との企業理念の下、有料放送事業及び映像コンテンツ業界において、その存在感を増して地位を揺るぎないものとするを戦略の柱に据え、上質なコンテンツ及び各種サービスを視聴者の皆様に提供することによって顧客満足度を高めるとともに、株主の皆様、視聴者の皆様、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間に強固な信頼関係を築くことに努めてまいりました。当社の企業価値の源泉は、顧客満足度の向上に資する上質なコンテンツ及び各種サービスを提供するために永年蓄積してきた、番組制作・編成ノウハウ、営業ノウハウ、顧客管理知識等、並びに、ステークホルダーとの強固な信頼関係にあるものと考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保・向上を真摯に目指す者でなければならないと考えます。

もっとも、当社は上場会社であるため、当社株券等は株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引が認められております。したがって、当社株券等の大規模買付行為がなされた場合においても、これが当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、誰が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者になるかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象会社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案する等のための情報や時間を提供せず、突如として、株券等の大規模買付行為を強行する等といった動きが顕在化しつつあります。このような大規模買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を毀損する買付行為もあり得るものと考えられます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## ・ 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

### 1. 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

当社グループを取巻く環境は、2011年のテレビ放送の完全デジタル化を控えたテレビ受信機及び映像コンテンツ制作のデジタル化等の進展、並びに、光ファイバーの普及及びIP等に関する技術の発展により、大きな変化を起しつつあります。

また、これまでの放送事業者が用いてきた電波以外にも、ブロードバンドでの映像配信等、映像コンテンツを市場に送る方法が本格的に多様化しており、これらの状況に対応すべく通信・放送に関する総合的法体系の見直しも進んでおります。

当社は、こうした環境の変化に積極的に対応していくため、テレビ放送の完全デジタル化という大きな節目となる2011年までをそれ以降の大きな飛躍のための戦略期間と判断し、「2009～2011年度中期経営計画」(以下「本中期経営計画」といいます。)を策定するとともに、「2006～2008年度中期経営戦略」の最後の年度である2008年度については、本中期経営計画と基本方針を同一にし連続性を持った事業計画として、「2008年度事業計画」(「本中期経営計画」とあわせて、以下「両計画」といいます。)を新たに策定し直し、両計画を本年1月30日に発表いたしました。

両計画の策定にあたっては、当社は、テレビ放送の完全デジタル化という大きな節目となる2011年の市場の姿を描き、それまでの間にどのような市場変化が起こるのかを想定しました。その上で、当社は、2011年以降の市場環境においても、当社がNo.1プレミアムペイチャンネルでいるための必要条件は何か、また、この激変の期間をどう乗り越えて大きな飛躍を遂げるかを、欧米の有料放送事業者の成功例等も参考にしながら検討してまいりました。

その結果として、当社は、テレビ放送の完全デジタル化に伴って起こる環境変化を放送市場、特に有料放送市場の成長の大きなチャンスと捉えた上で、両計画の内容として、市場とともに成長し、さらに有料放送のリーディングカンパニーとして市場の成長を牽引していくための諸施策を決定いたしました。

両計画の基本となる考え方は「サービスの幅を広げ、質を上げる」ことで視聴者の皆様の満足度を高め、スムーズなデジタルへの移行を実現し、ブランド価値、企業価値を向上させていくというものであり、その核心部分は次の2点に集約されます。

1. 2011年にはハイビジョン複数チャンネル(3ch)を確保すること。  
(サービスの幅を広げる)
2. そのチャンネルを上質なコンテンツで満載にできるだけコンテンツ力を確保すること。  
(サービスの質を上げる)

また、具体的な数値目標としては、加入件数及び営業収益について有料放送市場の約9%を確保することといたしました。この目標を次の4つの戦略に基づいて実現してまいります。

- (1) コンテンツ戦略：上質なコンテンツを調達し生み出す。  
高利用率番組の定常化  
独占番組の強化(契約、出資参加、自社製作)  
オリジナル番組開発(ドラマW、シナリオ大賞、ドキュメンタリー等新ジャンルの進出) 等
- (2) メディア戦略：コンテンツの魅力を高めるためのサービスを拡大し、多様化するメディア環境に対応する。  
ハイビジョン複数チャンネル化  
IPTVでの同時再送信とVODサービス実現  
モバイル、インターネットでの独自サービス開発 等
- (3) グループ経営戦略：コンテンツ戦略、メディア戦略をグループ企業全体で支える。
- (4) ブランド戦略：全ての戦略・活動を貫く根幹の判断基準としてのブランド構築を目指し、徹底した上質へのこだわりとクリエイティブ管理を行う。  
独自ブランド商品(映画、ドラマ)の継続開発  
大規模イベントの定期的実施  
20周年記念事業  
社会貢献活動への取組み

## ブランド管理(クリエイティブ管理、定点調査の実施) 等

また、2008年度は、これまでも当社の加入件数増加の大きな要因となってきました「UEFA EURO 2008 サッカー欧州選手権」が開催されますが、当社は全試合を放送します。さらに、当社は、17年ぶりの日本人男子のスター選手誕生に沸くテニスの分野でも、グラウンドスラムと呼ばれる全仏、全英、全米及び全豪の4大大会全ての放送を決定しています。これに加えて、2008年は4年に一度の五輪開催の年であり、北京五輪開催に伴う地上デジタル放送のプロモーションによって、三波(地上波、BS、CS110°)共用デジタル受信機の普及が進むため、BS放送事業者にとっても追い風が吹くものと考えております。このような追い風に乗って、当社はコンテンツの充実に取り組むと同時に、積極的にデジタル加入件数の増加のための諸施策を展開いたします。その第一歩として、当社は、2008年4月1日から加入料の廃止等、デジタル時代にふさわしい新しい料金体系を設け、アナログからデジタルへの移行を促進する制度を実施しております。

当社は、放送事業者として公共的使命を担っていることを十分に意識しつつ、以上の両計画に基づく諸施策を通じて、株主の皆様、視聴者の皆様、従業員、取引先等当社を支える全てのステークホルダーとの信頼関係を積極的に構築し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目指してまいります。

## 2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、放送事業者としての公共的使命を尊重する観点から、「企業理念」及び「行動指針」に示すように「人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献することを通じて、社会的責任を自覚し、公正かつ適切な経営を実現し、社会から信用を得て、尊敬される会社として発展していくことを目指す」ことを経営の基本姿勢として事業の拡大、企業価値の向上に取り組んでおります。そして、コーポレート・ガバナンスを充実させることは、公正かつ適切な経営を実現することに資するものであり、また、当社と株主の皆様、視聴者の皆様、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間の信頼関係を構築し、社会から信用を得て、尊敬される会社となるために不可欠のものでありますので、当社の企業価値の向上に資するものと考えています。

そこで、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置付けており、取締役会、監査役会を始めとする各機関の適切な機能を確保し、経営監視体制を一層強化することによってコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

- ・ **会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(本プランの内容)**

## 1. 本プラン導入の目的

当社は上場会社であるため、当社株券等は株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、誰が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者になるかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象会社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案する等のための情報や時間を提供せず、突如として、株券等の大規模買付行為を強行する等といった動きが顕在化しつつあり、現実に放送業界において大規模買付行為が強行された事例、及び、その提案が行われた事例もあります。そして、当社が大規模買付行為の提案を受けた場合において、株主の皆様が、上記 . に記載した当社の企業価値の源泉並びに上記 . に記載した企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上に向けた当社の取組みを踏まえた当社の企業価値と、大規模買付行為を行う者からの具体的な条件・方法等を踏まえた大規模買付行為の提案の内容とをそれぞれ十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を短期間に適切に行うことは困難であると考えられます。また、その他、大規模買付行為の中には、当社が担う放送事業者としての公共的使命、及び当社が長年にわたり構築してきた株主の皆様、視聴者の皆様、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの信頼関係の重要性等についての認識及び配慮を欠く結果として、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのあるものがあり得ます。

そこで、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆様が、大規模買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断が行えるようにし、もって企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうおそれのある大規模買付行為を行う者により当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして本プランを導入します。

## 2. 本プランの内容

本プランに関する手続の概要は、別紙 1 のフローチャートに記載のとおりですが、かかるフローチャートは株主の皆様及び投資家の皆様の本プランに対する理解に資することを目的として便宜上作成した参考資料ですので、詳細については、以下をご参照下さい。

### (1) 大規模買付ルールの設定

本プランにおいては、次の 若しくは に該当する行為又はこれらに類似する行為(このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。なお、大規模買付行為には、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明したものは含まれないものとします。但し、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明したものであっても、( )当社取締役会による賛同の前提となった事実に変動が生じ、又は( )当該事実が真実でないことが当社取締役会により認識された結果、当社取締役会が当該賛同表明を撤回した場合には、( )の場合には当該賛同表明の撤回の時点から、( )の場合には当該賛同表明の対象となった行為の当初の時点から、当該行為について、大規模買付行為とみなして、本プランが適用されるものとします。

当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>及びその共同保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>の合計が 20% 以上となる買付け

当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>7</sup>及びその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が 20% 以上となる公開買付け

<sup>1</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者を意味し、同条第 3 項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じです。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者を意味し、同条第 6 項の規定に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合を意味します。以下同じです。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等を意味します。以下 において同じです。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に規定する公開買付けを意味します。以下同じです。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合を意味します。以下同じです。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じです。

## (a) 意向表明書の提出

大規模買付者には、まず、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長宛に、以下の内容を日本語で記載した意向表明書を提出していただきます。

### ( ) 大規模買付者の概要

氏名又は名称及び住所又は所在地

代表者の氏名

会社等の目的及び事業の内容

大株主又は大口出資者(保有する株式数又は出資割合上位 10 名)の概要

国内連絡先

設立準拠法

### ( ) 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数、及び、意向表明書提出日前 60 日間における大規模買付者の当社株券等の取引状況

### ( ) 大規模買付者の行う大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付後の当社株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。)

### ( ) 本プランを遵守する旨の誓約

当社は、意向表明書を受領した旨及び当社株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項を適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

## (b) 必要情報の提出

当社取締役会は、大規模買付者に対して、意向表明書を受領した日から 5 営業日<sup>9</sup>(初日不算入)以内に、当社取締役会が当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成等のために必要な情報として大規模買付者に提出を求める情報(以下「必要情

<sup>9</sup> 行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日を意味します。以下同じです。

報」といいます。)を記載したリスト(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付します。大規模買付者には、必要情報リストの各事項に対応する必要情報を日本語で記載した書面を当社代表取締役社長宛に提出していただきます。以下の各項目に関する情報は、必要情報リストに含まれるものとします。

大規模買付者及びそのグループの詳細(その名称、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員、出資者その他の構成員の氏名、職歴及び保有する株式の数その他の会社等の状況、直近2事業年度の財政状態及び経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者のグループの関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みます。)の概略を含みます。)

大規模買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法及び内容(大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、並びに、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨、その目的及びその理由を含みます。)

買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。)、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価額と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価額の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の氏名又は名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)

大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要(資金提供が実行されるための条件、資金提供後の担保・誓約事項の有無及び内容、また、預金の場合には、預金の種類別の残高、借入金の場合には、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合には、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)

大規模買付者及びそのグループによる当社株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額

大規模買付者が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容

支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含みます。)に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性  
純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性

重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

大規模買付行為に際して第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要

大規模買付行為の後、当社株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容

大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性、並びに、大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可の維持の可能性及び国内外

の各種法令等の規制遵守の可能性

当社株券等を買付けた後の当社の従業員の処遇、取引先、顧客、地域社会等の当社の利害関係者との関係

大規模買付者及びそのグループのコーポレート・ガバナンスの考え方及び具体的取組み

当社取締役会は、大規模買付者から提出していただいた情報を精査し、弁護士、公認会計士、投資銀行等の外部専門家(以下「外部専門家」といいます。)の意見も参考にした上、提出していただいた情報のみでは必要情報として不足していると判断した場合には、原則として、大規模買付者に対して、必要情報が揃うまで追加の情報を提出するよう要請します。

なお、当社は、大規模買付者から提出を受けた情報のうち、当社株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項を適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

また、当社取締役会は、大規模買付者による必要情報の提出が完了したと判断した場合には、その旨を大規模買付者に対して通知(以下「情報提出完了通知」といいます。)するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

### (c) 取締役会検討期間の設定等

当社取締役会が情報提出完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、原則として、対価を金銭(円貨)のみとし当社株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最大 60 日間、その他の大規模買付行為の場合には最大 90 日間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会検討期間」といいます。)とします。但し、当社取締役会が取締役会検討期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要な範囲内で取締役会検討期間を最大 30 日間(初日不算入)延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において、大規模買付者から提出された必要情報に基づき、適宜外部専門家の助言を得ながら、当該大規模買付者、当該大規模買

付行為の具体的内容、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付者は、取締役会検討期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を開催する場合には、後記(2)(a)( )をご参照下さい。

## **(2) 大規模買付行為への対応方針**

### **(a) 対抗措置発動の条件**

#### **( ) 大規模買付者が本プランに従わずに大規模買付行為を行う場合**

大規模買付者が本プランに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとします。なお、かかる場合であっても、当社取締役会が大規模買付行為の内容、大規模買付者から提供された情報の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様の意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして適切であると判断した場合等には、株主総会を開催することができるものとします。当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

#### **( ) 大規模買付者が本プランに従って大規模買付行為を行う場合**

##### **原則的な取扱い**

大規模買付者が本プランに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であるときでも、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないもの

の、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。かかる場合には、大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

### **当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合の取扱い**

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認めた場合には、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくために、株主総会を開催します。具体的には、別紙2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的かつ合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

また、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであるとは認めるに至らない場合であっても、大規模買付行為の内容、大規模買付者から提供された情報の内容等の諸般の事情を考慮の上、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると認められる場合であって、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のために適切であると判断する場合には、株主総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間終了後 60 日以内に株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとしませんが、事務手続上の理由から 60 日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始

することができないものとしします。

## **(b) 対抗措置の内容**

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として、概要を別紙 3 に記載する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切であると判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

## **(3) 本プランの導入手続等**

### **(a) 本プランの導入等に関する株主の皆様の意思の確認**

当社取締役会は、当社定款に別紙 4 に定める規定を新設する定款変更議案及びの定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件とする本プランの導入に関する議案を本定時株主総会に付議します。

そして、本定時株主総会において上記議案のいずれかについて株主の皆様のご承認をいただけない場合には、本プランは廃止されることとします。

### **(b) 発動した対抗措置の中止又は撤回**

当社株主総会又は取締役会が上記(2)に記載の手続に従って対抗措置の発動を決議し、当社取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、適宜外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとしします。

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会の決議により、発動した対抗措置を中止又は撤回し、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

但し、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日(以下「割当基準日」といいます。)に係る権利落ち日(割当基準日

の3営業日前の日を意味します。以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信頼して、本権利落ち日より前に当社の株式の売買を行われた投資家の皆様が株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止しないものとします。なお、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、当社は、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。

### (c) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、本定時株主総会において、本プランの導入に関連する議案のいずれかにつき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合、

当社株主総会において本プランを廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に必要である場合には、基本方針に反しない範囲で本プランを変更することがあります。

加えて、法令の新設又は改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、当社株主の皆様にも不利益を与えない場合に限り、当社取締役会の決議により適切な内容に修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他の事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

### 3. 本プランの合理性

#### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

#### (2) 株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入するものであること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として導入するものであり、株主の皆様が、必要十分な情報及び一定の検討期間に基づいて、大規模買付行為の提案に応じるか否か、あるいは、対抗措置の発動に賛成するか否かをご判断いただける仕組みとなっています。

#### (3) 株主の皆様の意思を反映するものであること

当社は、本定時株主総会において本プランの導入に関連する議案をお諮りし、かかる議案のいずれかが承認されなかった場合には、本プランは直ちに廃止されるものとします。

また、大規模買付者が出現した際に、大規模買付者に対して対抗措置を発動する場合には、原則として株主総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしており、株主の皆様の意思が十分に反映できる内容となっています。

さらに、株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該時点で本プランは廃止されることから、この点でも株主の皆様の意思が反映されます。

#### (4) デッドハンド型やスロー・ハンド型ではないこと

上記2.(3)(c)のとおり、本プランは、取締役会の構成員の過半数が交代した場合には、廃止することができるものであり、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっており(当社定款第23条)、いわゆるスロー・ハンド

型の買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。

#### 4. 株主の皆様及び投資家の皆様への影響

##### (1) 本プランの導入時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

当社株主総会又は取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、当社株主総会又は取締役会が設定する割当基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権が無償割当ての方法により割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式 1 株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社株主総会又は取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、上記 2.(3)(b)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主の皆様が保有する当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

##### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様及び投資家の皆様の有

する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

もっとも、株主の皆様が権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、法的権利等に希釈化が生じることになります(但し、当社が本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得することができることと定めた場合において、当社が取得の手続をとり、本新株予約権の取得の対価として株主の皆様当社普通株式を交付する場合を除きます。)

また、大規模買付者に当たらない外国人等に該当する株主の皆様に対し、本新株予約権と引換えに新たな新株予約権その他の財産の交付がなされた場合には、原則として、当該株主の皆様の有する経済的価値の希釈化は生じませんが、かかる財産の交付がなされる限りにおいて、当該株主の皆様の議決権比率には影響が生じる可能性があります。

なお、当社は、上記2.(3)(b)のとおり、当社株主総会又は取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、大規模買付者が大規模買付を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止することがありますが、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権の無償割当てを中止することはありません。但し、本新株予約権の効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいて、当社が本新株予約権の無償取得を行うことがあります。この場合には、株主の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

## 5. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

### (1) 名義書換手続

当社株主総会又は取締役会において、本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合には、当社は、本新株予約権の割当基準日を定め、これを公告します。割当基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は本新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、公告された割当基準日まで名義書換手続を完了していただく必要があります。なお、株式会社証券保管振替機構へ預託されている株券については、名義書換手続は不要です。

## **(2) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続**

本新株予約権は無償割当ての方法により割り当てられますので、割当基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続を取っていただく必要はありません。

## **(3) 本新株予約権の行使手続**

当社は、割当基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主の皆様が非適格者(別紙 3 に定義されます。以下同じです。))ではないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の発行後、株主の皆様は、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、所定の行使価額相当の金額を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき、1 株(又は当社があらかじめ定める 1 株を超える株数若しくは 1 株未満の株数)の当社普通株式の発行を受けることになります。

## **(4) 取得条項付本新株予約権について取得手続が取られた場合**

取得条項を付して本新株予約権を発行し、当社が所定の手続を取った場合には、取得の対象として決定された本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります(なお、この場合、株主の皆様には、別途、非適格者ではないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。)

## **(5) その他**

上記(1)から(4)のほか、名義書換方法、払込方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに係る決議が行われた後、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、公表又は株主の皆様に対して通知しますので、その内容をご確認下さい。

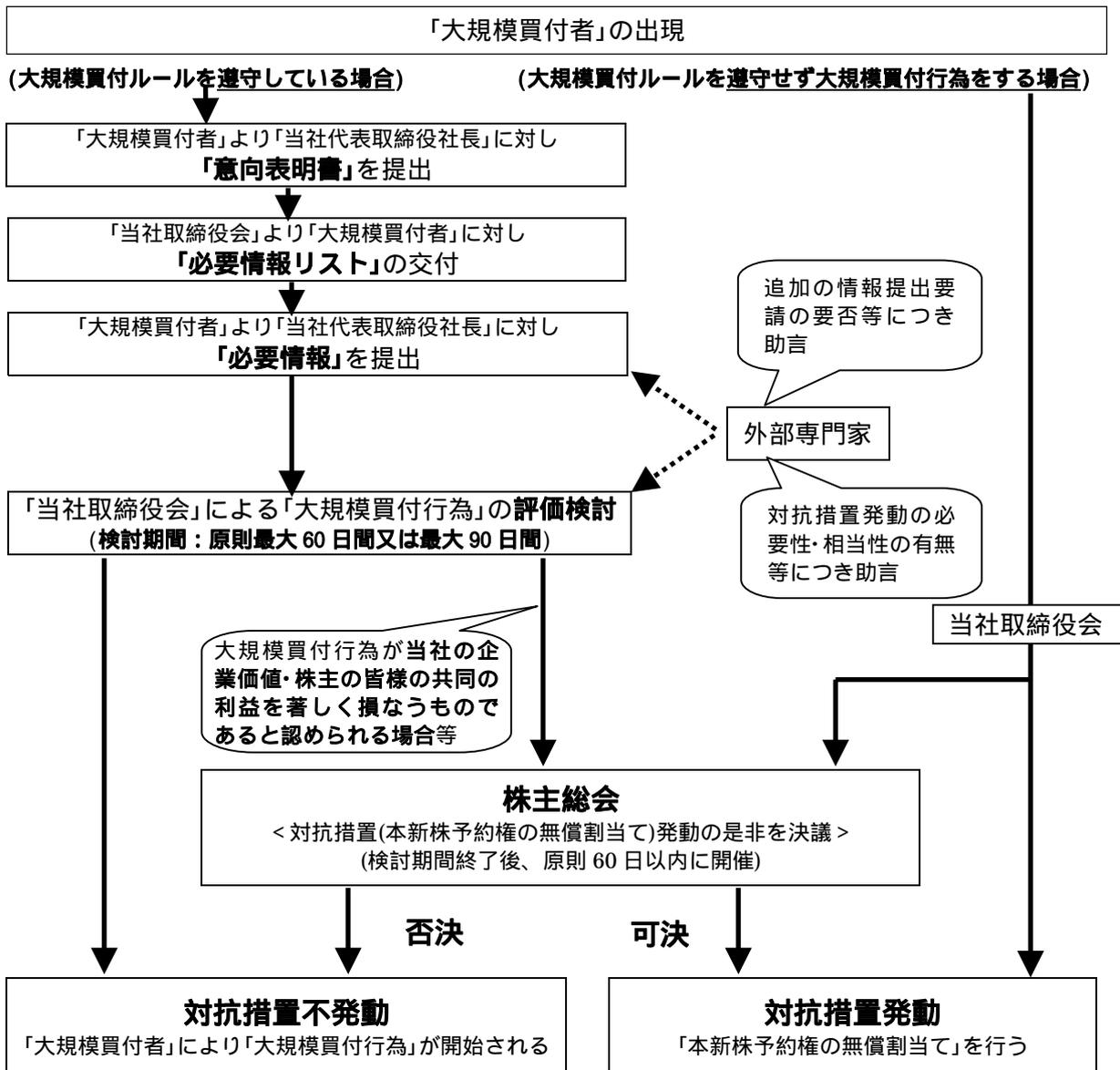
## 6. ご参考

- (1) 「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」に関する Q&A を別紙 5 として添付しております。
- (2) 当社株式の状況(2008年3月31日現在)を別紙 6 として添付しております。
- (3) 本件に関しては、当社ホームページ(<http://wowow.co.jp/>)においてもご覧いただけます。

以 上

### 大規模買付ルールの概要

このフローは、「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」(本プラン)における大規模買付ルールの概要をご理解いただくための参考資料です。詳細については、本プランの本文をご確認下さい。



大規模買付者とは、大規模買付行為を行い又は行おうとする者をいう。

大規模買付行為とは、当社が発行者である株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合の合計が **20%以上**となる買付け、若しくは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が **20%以上**となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為をいう。

大規模買付者は、当社取締役会の検討期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとする。

当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付者は、大規模買付行為を開始することができないものとする。

以上

**当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうと認められる類型**

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合  
当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ及びコンテンツ等の権益、企業秘密情報、主要取引先や顧客等の当社又は当社グループの資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合

当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループの資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する目的で、当社株券等の取得を行っている場合

当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合

当社の経営に特に関心を示さず、当社株券等を取得後、専ら短中期的に当社株券等を転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れ、自らの利益を追求しようとするものである場合

大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件(買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますが、これらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものである場合

大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買い付けられない場合の二段階目の買付けの条件を不利に設定し若しくは明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの)等に代表される、構造上株主の皆様のご判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様にご当社株券等の売却を強要するおそれがある場合

大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、視聴者、スポンサー、制作会社、出演者、放送作家、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値の確保・向上を著しく妨げるおそれがある場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社

の企業価値と比べ、著しく劣後する場合

大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損する場合

大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合

その他 乃至 に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく毀損する場合

以 上

### **本新株予約権の概要**

1. 本新株予約権の割当対象株主

当社取締役会又は当社株主総会が、割当基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する普通株式(但し、同時点において当社の保有する当社普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。

2. 本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する当社普通株式を除いた数を上限とします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会又は当社株主総会にて別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社普通株式の数は1株とします。但し、当社取締役会又は当社株主総会は、本新株予約権の行使の目的となる当社普通株式の数を1株を超える数又は1株未満の数と定めることができるものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株当たりの払込金額を1円以上で、当社取締役会又は当社株主総会が定める額とし、これに本新株予約権の目的である株式の数を乗じた額とします。

6. 本新株予約権の行使条件

特定大量保有者<sup>10</sup>、 特定大量保有者の共同保有者、 特定大量買付者<sup>11</sup>、 特定大量

---

<sup>10</sup> 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権の無償割当てに係る決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じです。

<sup>11</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みま

買付者の特別関係者、若しくは これら 乃至 の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、 これら 乃至 に該当する者の関連者<sup>12</sup>(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。 )は、本新株予約権を行使することができないものとしします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権の無償割当てに係る決議において別途定めるものとしします。

7. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとしします。

8. 本新株予約権の行使期間

当社取締役会又は当社株主総会において定めるものとしします。

9. 当社による本新株予約権の取得の条件

本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得の対価として、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合があるものとしします。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が金銭等<sup>13</sup>を取得対価として、非適格者が保有する本新株予約権を取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合があるものとしします。

但し、非適格者に該当しない外国人等<sup>14</sup>が当社の総議決権の 20%以上を保有することとなる場合には、当該外国人等に取得の対価として付与される当社普通株式のうち、当社の総議決権の 20%以上に相当するものについては、当社普通株式に代えて当該新株予約権に代わる新たな新株予約権又はその他の財産を交付することができるものとしします。

また、当社取締役会が発動した対抗措置の中止若しくは撤回を決議した場合又は当社取締役会若しくは当社株主総会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約

---

す。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権の無償割当てに係る決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととしします。以下同じです。

<sup>12</sup> 実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条第 3 項に規定されます。)をいいます。

<sup>13</sup> 会社法第 151 条に規定する金銭等を意味します。

<sup>14</sup> 日本の国籍を有しない人(電波法第 5 条第 1 項第 1 号)、 外国政府又はその代表者(同項第 2 号)、 外国の法人又は団体(同項第 3 号)及び から までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が電波法施行規則第 6 条の 3 の 3 に定める割合以上である法人又は団体(同法第 5 条第 4 項第 3 号口)のいずれかに該当すると当社取締役会が認めた者をいいます。

権を無償で取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合があるものとします。

10. 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. その他

その他必要な事項については、本新株予約権の無償割当てに係る決議において別途定めるものとします。

以 上

**定款変更案**

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しています)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 8 条 (条文省略)</p> <p>~</p> <p>第 19 条 (条文省略)</p>	<p><u>(新株予約権の無償割当ての決定機関)</u></p> <p>第 8 条 当社は、<u>新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によって決定する。</u></p> <p>第 9 条 ~</p> <p>第 20 条 (各条数を繰り下げる。各表題及び各条文は現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の決議)</u></p> <p>第 21 条 株主総会は、法令に規定する事項および本定款に別途定めがある事項のほか、<u>当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の導入、変更、存続および廃止について、その決議により定めることができる。前項に定める当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいう。</u></p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>~</p> <p>第 50 条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 22 条 ~</p> <p>第 52 条 (各条数を繰り下げる。各表題及び各条文は現行どおり)</p>

以上

**「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」に関するQ & A**

このQ & Aは、「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」(本プラン)に対するご理解に資することを目的として便宜上作成した参考資料です。詳細については、本プランの本文をご確認下さい。

**Q 1 買収防衛策導入の基本的な考え方を教えて欲しい。**

**A 1** 当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上を真摯に目指す者でなければならぬと考えます。また、かかる基本方針の実現に資する取組みとして、当社は、「2008年度事業計画」及び「2009～2011年度中期経営計画」に基づく事業戦略を展開するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実等に取り組み、もって、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上を目指してまいりました。もっとも、当社は上場会社であるため、当社株券等は株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引が認められております。したがって、当社株券等の大規模買付行為がなされた場合においても、これが当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、誰が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者になるかは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象会社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案する等のための情報や時間を提供せず、突如として、株券等の大規模買付行為を強行する等といった動きが顕在化しつつあります。このような大規模買付行為の中には、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益が損なわれる買付行為もあり得るものと考えられます。当社は、従前より、株主の皆様、視聴者の皆様、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの信頼関係の構築、コーポレート・ガバナンスの充実等当社の企業価値の向上のための諸施策の実施に努めており、このような当社の努力は、かかる買付行為を抑止するために一定の効果をもたせざるものと考えられますが、資本市場の現状等に鑑みた場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上の観点から必ずしも十分ではないと考えています。

そこで、当社は、大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆様が、大規模買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断が行えるようにし、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上を目的としたプランを導入する必要があると考えました。

本日お知らせした「当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」は、上記の基本的な考え方に基づいた内容となっており、全ての大規模買付行為の提案を一概に否定するものではありません。

**Q 2 本プランの特徴はどのようなものなのか。**

**A 2** 本プランは、いわゆる「事前警告型」「有事株主総会判断型」の買収防衛策であり、大規模買付行為の提案がなされた場合に、対抗措置を発動するか否かについて、原則として株主総会において株主の皆様のご意思を確認いたします。

但し、大規模買付者が、本プランに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、取締役会決議により対抗措置を発動することができます。

**Q 3 独立委員会を設置する買収防衛策もあるが、検討したのか。**

**A 3** 昨今、いわゆる「独立委員会設置型」の買収防衛策を導入している会社が多数見受けられますが、かかる「独立委員会設置型」の買収防衛策もその仕組みは一様ではなく、有事の際に株主の皆様がご意見を表明する機会が確保されることなく、取締役会及び独立委

員会の判断のみで対抗措置が発動されることを基本的な仕組みとして想定しているものも少なくありません。

当社は、独立委員会を設置する買収防衛策も含め当社に適した買収防衛策を検討いたしました。当社の事業規模や経営環境等を総合的に勘案した結果として、当社株券等の大規模買付行為という当社の支配権の異動を伴う重要な事項につき、その時点の株主の皆様にご判断いただくことが最善な方法と考え、株主の皆様に対抗措置発動の最終的なご判断を委ねることを基本的な仕組みとする本プランを採用いたしました。本プランにおいては、対抗措置発動の判断が、原則として、当社取締役会ではなく、株主の皆様によりなされますので、その点について取締役による恣意的な判断がなされるおそれはなく、よって独立委員会を設置する必要はないと判断いたしました。

なお、当社では、取締役 14 名中 6 名が社外取締役、監査役 4 名中 3 名が社外監査役であり、また、当社取締役会は、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容を検討するにあたって、弁護士、公認会計士、投資銀行等の外部専門家の意見・助言等を参考にいたします。このため、独立委員会を設置しなくとも、本プランの運用の公正性も十分に確保できるものとなっていると考えております。

**Q 4 本プランの合理性は確保されているのか。**

**A 4** 本プランは、関係諸法令、金融商品取引所規則等に則り、かつ関連する裁判例の趣旨を十分に勘案して導入しており、特に、経済産業省及び法務省が 2005 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定められた三原則( 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、 事前開示・株主意思の原則、 必要性・相当性確保の原則)を充足しており、その合理性が確保されています。本プランの合理性を示す特徴の概要は、次のとおりです。

項目	本プランの特徴
導入の目的	当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として導入するものであります。
株主意思の反映	本プランの導入に関連する議案については、本年 6 月 24 日開催予定の定時株主総会において、また、本プランの対抗措置の発動については、原則として株主総会において、株主の皆様を意思を反映します。また、株主総会又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該時点で本プランは廃止されることから、この点でも株主の皆様を意思が反映されます。
有効期間	有効期間は、本年 6 月 24 日開催予定の定時株主総会終了後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしております。
廃止	株主総会又は取締役会の決議によりいつでも廃止可能です。また、デッドハンド型(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策)やスロー・ハンド型(取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)ではありません。
情報開示	適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により情報開示を行います。

**Q 5 なぜ、本プランの導入を取締役会の決議だけで行ったのか。**

**A 5** 本プランの導入に際しては、株主の皆様のご意思を反映する観点から、本年 6 月 24 日開催予定の定時株主総会において、 当社定款に別紙 4 に定める規定を新設する定款変更議案及び の定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件とする本プランの導入に関する議案を上程することとしておりますが、資本市場の現況等に鑑み、当該定時株主総会までの期間についても、上記 A 1 に記載した理由から買収防衛策の導入が必要であると判断いたしましたので、当該定時株主総会に先立ち取締役会決議により導

入することいたしました。もっとも、当該定時株主総会において上記の議案のいずれかにつき、株主の皆様のご承認がいただけなかった場合には本プランは直ちに廃止されるなど、本プランは株主の皆様の意思の反映が確保される仕組みとなっております。また、本プランの導入を決定した取締役会には社外監査役3名を含む監査役全員が出席し、当該監査役全員から本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランの導入について同意を得ております。

**Q 6 「2008 年度事業計画」及び「2009～2011 年度中期経営計画」の策定との関係で、本プランは  
どう位置づけられるのか。**

**A 6** 「2008 年度事業計画」及び「2009～2011 年度中期経営計画」と本プランの導入とは、いずれも上記 A 1 に記載した当社の基本方針に基づく、当社の企業価値ひいては株主の皆様  
の共同の利益の確保・向上を目的とした取組みであると考えております。

**Q 7 本プランに基づいて本新株予約権の無償割当てを行った場合、大規模買付者から差止請  
求等を受けた場合の法的リスクはないのか。**

**A 7** 本プランは、関係諸法令、金融商品取引所規則、経済産業省及び法務省が発表した指  
針等に則り、かつ関連する裁判例の趣旨を十分に勘案して導入しており、十分な合理性  
を有していると考えております。また、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置が発  
動される場合は、大規模買付者による買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様  
の共同の利益を損なうとの判断が株主の皆様によりなされたことになると考えておりま  
す。したがって、当社取締役会としては、本プランに従った対抗措置の発動については  
必要性・相当性が認められ、裁判所から差し止められることはないであろうと考えてお  
ります。

**Q 8 当社株券等を 20%以上取得しようとする者を大規模買付者としているが、なぜ、20%以  
上にしたのか。**

**A 8** 放送事業という公共的使命を担う当社の事業に及ぼす影響、当社の現在の株主構成、  
放送法における外国人株主による株式取得規制の基準等を考慮すると、他の当社株主の  
皆様の意思が全く反映されないまま、当社に対する潜在的な支配力が上記 A 1 に記載し  
た当社の基本方針に照らして不適切な者に実質的に移ってしまう可能性を回避するた  
めの基準として、株券等保有割合又は株券等所有割合の 20%が適切であると判断しま  
した。

**Q 9 大規模買付行為の提案の検討期間は、なぜ、この期間なのか。**

**A 9** 当社の事業規模及び経営環境、買付提案の検討の難易等に鑑みれば、大規模買付行為  
の提案について株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、当社取締役会が、  
大規模買付行為の提案を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見等を慎重にと  
りまとめて公表することが必要であるとともに、株主の皆様が取締役会の意見等を含め  
十分な情報を慎重に検討等されることが必要であることから、これらに要する期間とし  
てかかる検討期間が合理的であると考えました。

**Q 10 どのような場合に本新株予約権の無償割当てがなされるのか。**

**A 10** 大規模買付者が本プランに従って大規模買付行為を行う場合には、原則として、対抗  
措置を発動しません。

もっとも、大規模買付者が本プランに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする  
場合であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうも  
のであると認めるとき、及び、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損  
なうものであるとは認めない場合であっても、大規模買付行為の内容、大規模買付者  
から提供された情報の内容等の諸般の事情を考慮の上、当該大規模買付行為が当  
社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると認めら  
れる場合であって、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、大規模買  
付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことが当

社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上のために適切であると判断したときには、当社取締役会は、株主総会を開催します。当該株主総会において、対抗措置発動についての承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の無償割当てを含む必要かつ相当な対抗措置を発動します。

なお、大規模買付者が本プランに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを含む必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。

**Q11 本新株予約権の無償割当てがなされたら株主はどのような手続をすればいいのか。**

**A11 名義書換手続**

本新株予約権の無償割当てに係る決議があった場合には、当社は、本新株予約権の割当基準日を定め、これを公告します。割当基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様様に本新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、公告された基準日まで名義書換手続を行っていただく必要があります。なお、株式会社証券保管振替機構へ預託されている株券については、名義書換手続は不要です。

本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

割当基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続を取っていただく必要はありません。

本新株予約権の行使手続

当社は、割当基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書その他必要な書類を送付いたしますので、株主の皆様は本新株予約権の発行後権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、所定の行使価額相当の金額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株(又は当社があらかじめ定める1株を超える株数若しくは1株未満の株数)の当社普通株式の発行を受けることとなります。

取得条項付本新株予約権について取得手続が取られた場合

取得条項を付して本新株予約権を発行し、当社が所定の手続を取った場合には、取得の対象として決定された本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります。なお、この場合、株主の皆様には、別途、大規模買付者でないこと及び本新株予約権を大規模買付者のために保有する者ではないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

その他詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに係る決議が行われた後、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、公表又は株主の皆様に対して通知しますので、その内容をご確認下さい。

**Q12 現在の株主構成からすると、現時点で、買収防衛策を導入する必要がないのではないか。**

**A12** 当社の株主構成(別紙6をご参照下さい。)を見ますと、筆頭株主の発行済株式総数に対する所有株式数の割合が9.96%であり、また、法人大株主(外国法人、信託口等を除きます。)の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は約5割となっておりますが、現実に放送業界において大規模買付行為の提案が行われた実情その他の資本市場の現況等に鑑みますと、将来的に当社に対する大規模買付行為が行われる可能性は十分にあるものと考えております。また、わが国では、有事における濫用的な大規模買付行為に対抗する制度的仕組みが十分に整っているとはいえないと考えております。

当社としては、このような環境において、大規模買付行為の提案がなされた場合の具体的な取組みとして、株券等の大規模買付行為に対する透明性の高いルールを平時に導入しておくことが、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保・向上を図

り、上記 A 1 に記載した当社の基本方針に照らして不適切な者による当社の財務及び事業の方針の決定の支配を防止するために必要であると判断し、本プランを導入することを決定しました。

以 上

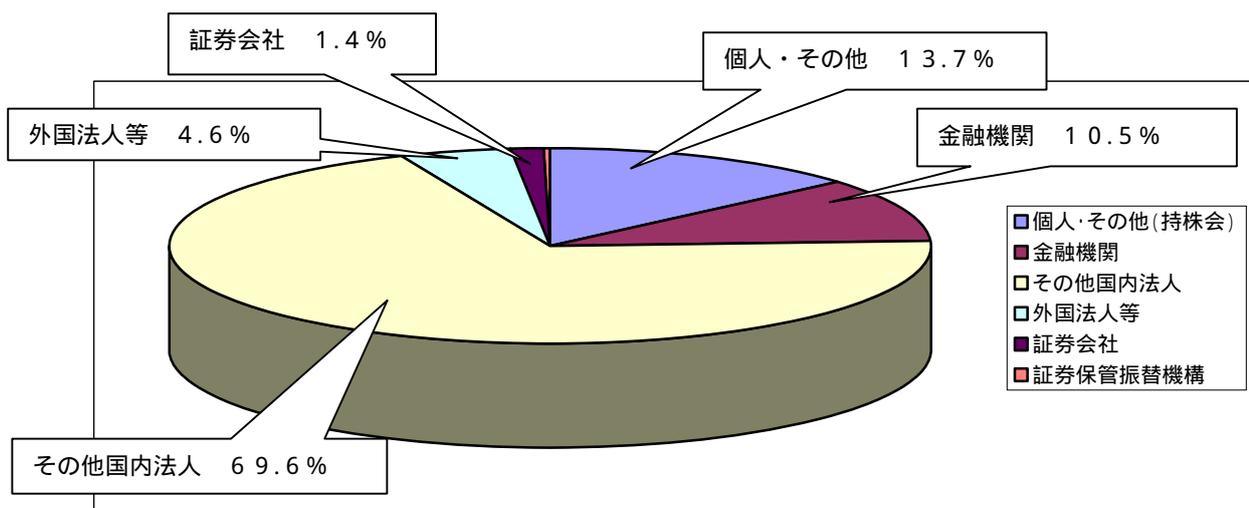
**当社株式の状況(2008年3月31日現在)**

【発行可能株式総数】	570,000株
【発行済株式の総数】	144,222株
【株主数】	7,298名
【大株主の状況】	

株主名	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社フジテレビジョン	14,367	9.96
株式会社東京放送	13,977	9.69
日本テレビ放送網株式会社	13,082	9.07
松下電器産業株式会社	11,004	7.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社電通口)	7,004	4.85
株式会社東芝	7,000	4.85
株式会社日立製作所	5,260	3.64
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	2,901	2.01
株式会社朝日新聞社	2,776	1.92
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	2,394	1.65

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合については、小数点第3位を切り捨てて表示しております。  
2. 当社は自己株式を保有しておりません。

**【所有者別株式分布状況】**



以上